


遊漁者によるトローリング (ひき縄釣り)は禁止されています！



出典：農林水産省 Web サイト

遊漁者は竿釣りや手釣りなどによって遊漁をすることができますが、トローリング（ひき縄釣り）はこれらに含まれず、遊漁者がすることはできません。

- ※ トローリングとは、釣り糸および釣り針を有する漁具を船舶によってひき廻して行う方法をいいます。
- ※ 遊漁者がトローリングをした場合、山口県漁業調整規則第 44 条違反となり、罰則適用の対象となります。

山口県のホームページ上で、遊漁者が海や川で楽しむためのルールを掲載した「遊漁のしおり」等を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。 

<お問合せ>

山口県農林水産部水産振興課	083-933-3530
山口県下関水産振興局	083-266-2141
山口県萩農林水産事務所水産部	0838-25-3377

